イ　鳥獣の種類・数
　標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、３年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
ウ　期間
　１年以内。
エ　区域
　規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。
オ　方法
　網、わな又は手捕。
カ　捕獲等又は採取等後の措置
　足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

２－２　鳥獣の保護を目的とする場合

⑴　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的
　原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。
ア　許可対象者
　国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
イ　鳥獣の種類・数
　第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。
ウ　期間
　第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
エ　区域
　第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
オ　方法
　可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採ること。

⑵　鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
　原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
ア　許可対象者
　国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
イ　鳥獣の種類・数
　必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
ウ　期間
　１年以内。
エ　区域
　申請者の職務上必要な区域。
オ　方法
　禁止猟法は認めない。

⑶　傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
　原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
ア　許可対象者
　国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
イ　鳥獣の種類・数
　必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
ウ　期間
　１年以内。
エ　区域
　必要と認められる区域。
オ　方法
　禁止猟法は認めない。

２－３　鳥獣の管理を目的とする場合

⑴　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的
ア　許可対象者
　原則として、銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
　①　従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
　②　当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
　③　当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
　④　当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
イ　鳥獣の種類・数
　第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。
ウ　期間
　第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
エ　区域
　第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
オ　方法
　空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
　また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。